平成２２年（フ）第１７４９号
東京都東久留米市滝山６丁目１番９―401
破産者　鶴田　佳男
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８７０号
東京都立川市曙町３丁目17番30号アートアベニュー立川１棟703号
破産者　渡邊　建一
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６９５号
茨城県土浦市下高津３丁目11番11号
破産者　有限会社電装エンジニアリング
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４７３号
相模原市緑区太井250番地１
破産者　有限会社リョウズ・カンパニー
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１０５号
三重県伊勢市神社港７番地21
破産者　安田　　貢
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
三重県伊勢市大湊町1222番地の91
破産者　有限会社大洋工業所
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第４５０号
岡山市東区浅越167番地16
破産者　高橋　一雄
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３号
福岡県大川市大字榎津137番地の１
破産者　株式会社二星
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７９９号
熊本県天草市志柿町1280番地の２
破産者　農事組合法人朝やけ農場
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０１７号
熊本県熊本市黒髪４丁目389、登記簿上の住所熊本県合志市幾久富1656―86
破産者　有限会社エポック・アート
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４６６号
宮崎市東大淀２丁目５番41号　レジデンス大淀404号
破産者　荒武　芳継
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３０号
東京都江東区辰巳１丁目５番17―2107号、破産開始決定時の住所長崎県佐世保市花園町202番地16
破産者　辻　　恒充
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
長崎県東彼杵郡波佐見町皿山郷413、住民票上の住所長崎県佐世保市広田３丁目８番14号アートインヒロタ101号室
破産者　田崎　啓子（旧姓楠）
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１３１７号
大阪府東大阪市永和１丁目８番３―602号
破産者　吉田　海平
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４７号
奈良県磯城郡川西町大字梅戸140番地の１　山田運送内
破産者　谷尾幸治郎
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４３０号
福岡県久留米市諏訪野町2352番地７　ダイヤパレス諏訪野503号、前住所福岡県久留米市野中町1175番地１　ファミールハイツ久留米1113号
破産者　田代　　修
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３５号
大分県佐伯市字目大字千束2115番地　宮の下団地５号、従前の住所大分県佐伯市字目大字千束209番地３
破産者　矢野　尚美
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
北海道石狩市花川北４条３丁目４番地３　道営住宅Ｄ４―304
破産者　平野　政己
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１６号
札幌市豊平区月寒西４条９丁目３番37号　ロイヤルエミナンス202号
破産者　佐藤　裕之
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部